

公立大学法人横浜市立大学学術情報センター高校生等利用要綱

制 定 平成 29 年 7 月 1 日
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学学術情報センター利用要綱（以下「利用要綱」という。）第 4 条第 1 項第 4 号に基づき、本学学術情報センター（以下「センター」という。）の施設及び図書館資料等を有効に活用し、学術への貢献に資することを目的に高校生等の利用に供するため、その必要事項を定める。

(利用者の範囲)

第 2 条 この要綱により利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）に定められた高等学校の生徒
 - (2) その他学術情報センター長（以下「センター長」という。）が認めた者
- (利用施設)

第 3 条 この要綱により利用できる施設は、学術情報センター本館（金沢八景キャンパス図書館部分）及び医学情報センターとし、設備の範囲については、別表 1 に定めるところによる。

(利用)

第 4 条 この要綱により利用できる範囲は、次のとおりとする。また、この要綱に定めのない利用については、横浜市立大学学術情報センター市民利用要項に従うものとする。

- (1) 閲覧席の利用
- (2) その他センター長が認めたもの

(利用日)

第 5 条 この要綱により利用ができる日は、横浜市立大学学則に定める休業日又は利用要綱に定める休業期間の内、センター長が指定する日とする。

(高校生等利用制度による利用)

第 6 条 第 4 条第 1 号又は第 2 号に定める利用を希望する者は、高校生等利用制度申請書（様式第 1 号）により申請手続きを行わなければならない。

- 2 申請者は、申請時に第 2 条の要件を満たしていることが確認できる書類等を提示しなければならない。
- 3 申請書の有効期限は、申請日 1 日とする。
- 4 利用中は、常にこの要綱に基づく利用であることを示す印（名札、バッヂ等）を他者が認識できる位置に取り付け、係員から指示があった際には、直ちにこれを提示するものとする。

(利用の制限)

第 7 条 本学における学修、教育又は研究において必要と認められるときは、センター長は、高校生等利用制度による利用を制限することができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は、この要綱その他センターの利用についての定めを遵守するとともに、センターの係員の指示に従わなければならない。

2 電子資料の利用にあたっては、提供元が定める利用規程を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 図書館資料を紛失、汚損若しくは破損した者又は定めに反した利用を行い、その価値等を減じさせた者は、利用要綱第9条に基づき、その損害を賠償しなければならない。

2 賠償の方法、手続については、公立大学法人横浜市立大学学術情報センター利用要領の規定を適用する。

(利用禁止)

第10条 センター長は、次の者に対し、図書館資料、施設及び設備の利用を禁止することができる。

- (1) 第8条に定める遵守事項に背く行為を行った者
- (2) 第9条に定める賠償に応じない者
- (3) その他センターの運営に重大な支障を生じさせた者

第11条 この要綱に定めるもののほか、高校生等の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条）利用できる設備

- 1 開架書架スペース及び閲覧室
- 2 目録検索用端末機
- 3 その他センター長が利用を認めた設備